

## 越谷市フィルムコミッション事業実施要領

令和3年6月21日市長決裁

越谷市フィルムコミッション事業実施要領（平成22年8月24日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、地域の活性化を図るため、越谷市が所有し、又は管理する施設等で、映画、テレビ、ウェブサイトで放送する番組（コマーシャルを含む。）その他これらに準ずる動画やスチール等を撮影すること（以下「撮影」という。）を、越谷市が誘致し、支援する越谷市フィルムコミッション事業（以下「フィルムコミッション」という。）の実施について、必要な事項を定めることとする。

（実施主体）

第2条 フィルムコミッションの実施主体は、越谷市とする。

（事業内容）

第3条 フィルムコミッションの事業内容は、次に掲げるとおりとし、その総合窓口を市長公室広報シティプロモーション課に置く。

- (1) 撮影の誘致
- (2) 撮影の支援
- (3) 撮影の受入れに関する調整
- (4) 撮影の実績を活かしたプロモーション

（受入基準）

第4条 越谷市（以下「市」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、撮影を受け入れるものとする。

- (1) 市のイメージを損なうおそれがあるもの
- (2) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

- (5) 法令等（市の条例等を含む。）に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (7) 個人又は団体の主義主張に関するもの
- (8) 法令等により施設等管理者の許可等が必要な場合において、法令等の定める基準に適合しないもの
- (9) 施設等の役割、立地条件、管理体制、特殊性等を考慮し、施設等の業務に支障があるもの
- (10) 市が指定するクレジットを掲載できないもの又は市の広報媒体等で撮影に関する紹介ができないもの
- (11) その他市長が不相当と認めるもの  
(撮影計画書の提出)

第5条 撮影を希望する映像等制作者は、あらかじめ、越谷市フィルムコミッション撮影計画書（以下「撮影計画書」という。第1号様式）にその他必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の撮影計画書の提出先は、広報シティプロモーション課とする。  
(撮影のための事前調整)

第6条 前条第1項の撮影計画書の提出があったときは、広報シティプロモーション課は、撮影内容を確認し、当該撮影に係る施設等の所管課所に対して、当該撮影計画書の写しを送付する。

- 2 前項の規定により撮影計画書の写しの送付を受けた施設等所管課所は、撮影の受入れが可能であるか検討し、その可否について広報シティプロモーション課に回答する。

- 3 広報シティプロモーション課は、撮影の受入れの可否について撮影計画書を提出した映像等制作者へ通知する。  
(施設等管理者に対する手続き)

第7条 前条の規定により撮影の受入れが可能である旨の通知を受けた映像

等制作者（以下「撮影者」という。）は、施設等を使用するにあたり施設等管理者の許可等が必要である場合には、当該施設等管理者に対して、必要な手続きを行うものとする。

（撮影者の遵守事項及び撮影の中止）

第8条 撮影者は、撮影の際、次に掲げる事項を遵守し撮影現場の管理をするとともに、撮影について一切の責任を負わなければならない。

- (1) 施設等に到着したときは、施設等管理者にその旨を報告し、駐車場所等の必要な指示を受けること。
- (2) 施設等に入入りする車両は、撮影に伴う車両であることを明示すること。
- (3) 施設等の取扱いに細心の注意を払うとともに、設備等を移動する際は、施設等管理者の指示に従い、撮影完了後は、原状回復すること。
- (4) 安全対策を万全に行い、事故等が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、施設等管理者に報告すること。
- (5) 騒音や夜間照明等により施設等の周辺住民又は一般の施設等利用者（以下「周辺住民等」という。）に迷惑をかけるおそれがあるときは、事前に当該周辺住民等に対し、撮影について十分説明するとともに理解を得るよう努めること。
- (6) 施設等において他の一般利用者があるときは、当該利用者に対し、撮影について十分説明するとともに理解を得るよう努めること。
- (7) その他施設等管理者の指示に従うこと。

2 撮影者が前項各号に規定する遵守事項に違反したときは、施設等管理者は撮影を中止させることができる。

（損害賠償の義務）

第9条 撮影者は、故意又は過失により当該施設の設備等を破損又は滅失せしめたときは、施設等管理者の指示に従い当該設備等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由

があると認めるときは、この限りでない。

2 撮影中に発生した事故について市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

越谷市長 宛

## 1. 撮影者

会社情報	会社名			
	所在地			
	代表者職・氏名			
	電話番号		FAX	
担当者情報	氏名			
	携帯電話番号		Eメール	

## 2. 作品情報

作品名						
配給・放送局						
ジャンル	<input type="checkbox"/> 映画	<input type="checkbox"/> ドラマ	<input type="checkbox"/> バラエティ	<input type="checkbox"/> 情報番組	<input type="checkbox"/> CM	<input type="checkbox"/> PV
	<input type="checkbox"/> 雑誌	<input type="checkbox"/> 広告	<input type="checkbox"/> その他( )			
公開・放送日	年	月	日( )	<input type="checkbox"/> 予定	<input type="checkbox"/> 決定	

## 3. 撮影情報

撮影希望場所							
撮影内容	イメージなど詳しくお書きください						
撮影希望日時 (搬入出含む)	年	月	日( )	～	年	月	日( )
	時	分	～	時	分		
撮影隊人数	スタッフ( )	人	キャスト( )	人	エキストラ( )	人	
控え室要否	<input type="checkbox"/> 要 ( )	部屋	<input type="checkbox"/> 不要				
車両台数	<input type="checkbox"/> ロケバス( )	台	<input type="checkbox"/> 乗用車( )	台	<input type="checkbox"/> トラック( )	台	
	<input type="checkbox"/> 特大車( )	台	<input type="checkbox"/> その他( )	台			
保険の加入	種類( )	会社名( )					
	<input type="checkbox"/> 第三者賠償	<input type="checkbox"/> スタッフキャスト	<input type="checkbox"/> 機材	<input type="checkbox"/> その他( )			
その他	<input type="checkbox"/> 火気	<input type="checkbox"/> 騒音	<input type="checkbox"/> 電源				
添付書類	<input type="checkbox"/> 企画書	<input type="checkbox"/> 撮影スケジュール	<input type="checkbox"/> 台本	<input type="checkbox"/> 脚本	<input type="checkbox"/> 絵コンテ		
	<input type="checkbox"/> ラフイメージ	<input type="checkbox"/> スタッフ表	<input type="checkbox"/> 出演者表	<input type="checkbox"/> その他( )			

## 4. 権利処理確認 ※①または②が不可の場合は受け入れできません

①クレジット(越谷市フィルムコミッション・施設名)の掲載	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
②市の広報媒体(HP、SNS、印刷物等)での作品情報や宣材画像の掲載	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
③完成品の提供(データ)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
④宣材画像の提供・公開	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
⑤作品のポスター等の広告物や撮影美術品の提供・公開	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
⑥出演者サインの提供・公開	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可

「越谷市フィルムコミッション事業実施要領」に基づき、撮影を行うことを遵守します。また、越谷市フィルムコミッション事業における施設等の使用料について説明を受け、内容を了承しました。